

南ヶ丘自治会館の廃止について

■地域活動センターの位置づけ

地域活動センターは、市民が行う社会活動等を支援する目的で、市民が自主的に活動する拠点として市が設置しています。南ヶ丘自治会館は、市内に15か所ある地域活動センターの一つです。

■南ヶ丘自治会館の概要

昭和54年に建築された南ヶ丘自治会館は、地域の自治会活動等に利用されてきました。平成16年からは、地域活動センターに位置付け、指定管理者制度で運営しています。

- ・所在地 逗子市小坪七丁目1110番地190 南ヶ丘西公園内
- ・構造 木造スレート葺2階建
- ・床面積 45.36㎡
- ・指定管理者 逗子南ヶ丘自治会（令和4年4月1日から令和8年3月31日まで）

■経緯

令和4年12月6日に南ヶ丘自治会館の耐震診断を実施し、同年12月19日に耐震基準を満たしていないことが判明しました。劣化が進み下部が腐食している柱があるなど、「倒壊する可能性が高い」という結果を踏まえ、同日以降、臨時休館としています。

南ヶ丘自治会館は、地域活動センター15か所の中で唯一、都市公園内に建築されています。南ヶ丘自治会館の修繕・建て替え・廃止の検討に際しては、公園機能を損なわずに、かつ、バリアフリーに配慮した建物を建築することが可能か否かの検証を重ねてきました。あわせて、令和5年8月に開催した市民説明会での意見を参考に、地域のコミュニティ活動等への影響も検討しました。

最終的には稼働率、建築条件、現在の建物が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にあること等、さまざまな事項を踏まえ、廃止することを決定しました。

	評点	判定
耐震診断における総合評価 <u>0.21</u>	1.5以上	倒壊しない
	1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
	0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
	0.7未満	倒壊する可能性が高い

■改正の概要

逗子市地域活動センター条例別表のうち、次の項目を削除します。

別表（第2条関係）

名称	位置
南ヶ丘自治会館	逗子市小坪7丁目11番15号

■資料

平面図：別紙のとおり